

城山台小学校PTA選挙規定

- 第1条 城山台小学校PTAの本部役員、学級委員、地域委員の選挙は、この規定により実施する。
- 第2条 本部役員選挙は選挙管理委員会を設けて行う。委員は、会長が委嘱する。委員は5名程度とし、委員長は委員の互選により決める。
- 第3条 本部役員の選出については、次に示す通りとする。
- (1) 本部役員は前年度の1年生から5年生の会員の中から2月末までに選出する。
 - (2) 本部役員は各学年より選出し、各学年の定員は1名とする。
 - (3) 本部役員の選出は、立候補を優先とする。立候補者が定員を超える場合は、立候補者同士の互選とする。兄弟姉妹が在学している本部役員候補の被選挙権は、被選挙権のある一番上の学年とする。但し、立候補が一番上の学年で重なっている場合は、下の学年の立候補がない場合に限り下の学年での立候補も可とする。
 - (4) 立候補がない場合は、学年末の学級懇談会においてクラス代表を1名選出し、各学年において互選とする。
 - (5) 役職は、選出された者による互選とする。
 - (6) 本規定第6条に該当する会員に限り、被選挙権を省くことができる。
- 第4条 学級委員は年度初めの学級懇談会において2名を選出する。2名のうち1名を学級長委員、1名を文化保体委員又は広報委員とする。文化保体委員又は広報委員の選出については、同一学年内で概ね半数になるよう互選とする。但し、少人数学級については、実情に応じて配慮する。学級委員は、その年についての地域委員と兼任しなくてよい。但し、本人の申し出がある場合はこの限りではない。
- 第5条 地域委員は、毎年3月上旬に地域の実情に応じた方法で2名程度を選出し、事務局に報告する。
- 第6条 前年度までに本部役員及び各委員長を経験した者は、すべての子について本部役員・学級委員を辞退することができる。
平成30年度以前に地域委員長を経験した者は、すべての子について本部役員・学級委員を辞退することができる。
- 第7条 前年度までに学級委員を経験した者は、その子について学級委員を辞退することができる。

- (附則) 1 この規定は、平成26年4月1日より適用する。
- | | | | |
|---|-------------|------|------|
| 2 | 平成26年12月12日 | 一部改正 | 即日実施 |
| 3 | 平成28年11月26日 | 一部改正 | 即日実施 |
| 4 | 平成30年11月27日 | 一部改正 | 即日実施 |
| 5 | 令和2年1月23日 | 一部改正 | 即日実施 |

(令和3年度の地域割りについては以下の通りとする。)

| | | | | | |
|-----|------|------|-----|-----|-----|
| 一丁目 | 五丁目 | 六丁目 | 七丁目 | 八丁目 | 九丁目 |
| 十丁目 | 十一丁目 | 十三丁目 | 鹿背山 | 燈籠寺 | 畑 |